

高校生等奨学給付金について【県外私立学校用】

○返済不要の給付金です。

○県外私立学校とは、宮城県外に設置されている私立の高等学校等をいいます。

○広域通信制の場合、県内に設置されているキャンパス・サテライト校・相談センターなどで面接指導を受けていても、学校認可されている**本校が宮城県外である場合は、県外学校です。**

※生活保護受給世帯では、この給付金を『就労や早期の保護脱却に資する経費』に充てた場合、生活保護における収入認定から除外されます。具体的な給付金の活用方法については、担当の保健福祉事務所等と十分に相談してください。

宮城県では、低所得世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、下記1(1)の要件を満たす私立高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く。）、高等学校等専攻科）の生徒の保護者等に対して『高校生等奨学給付金』を給付します。

今年度は、非課税の世帯及び生活保護世帯のうち生業扶助を受給している世帯（以下「生業扶助受給世帯」といいます。）に加え、新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者等の失職等や保護者等の収入が激減し、家計急変により下記1(2)の要件を満たすと認められる世帯にも給付します。

1 支給を受けるための要件

(1) 【非課税及び生業扶助受給世帯】（基準日（4月入学者は、7月1日）に次の要件を全て満たすこと）

- ① 保護者、親権者等が宮城県内に住所を有していること
- ② 保護者等の全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を含む）であること
- ③ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学していること
- ④ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

基準日にさかのぼって要件を満たすこととなった場合は、学校へ連絡してください。
（この場合、支給できない場合もあります。あしからず御了承願います。）

(2) 【家計急変世帯】（基準日（令和2年6月末までに家計急変した場合は7月1日、7月以降に家計急変した場合は家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した日の属する月）の1日）に次の要件を全て満たすこと）

- ① 保護者、親権者等が宮城県内に住所を有していること
- ② 家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税の世帯に相当すると認められる世帯（生業扶助受給世帯は対象外）であること
- ③ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学していること
- ④ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

2 支給予定額（対象生徒1人あたりの年額）

区 分	通信制以外 (全日制・定時制等)	通信制
生業扶助受給世帯	52,600円	
非課税世帯・第1子 (生業扶助受給世帯を除く)	103,500円 通信費10,000円	38,100円 通信費10,000円
非課税世帯・第2子以降 (生業扶助受給世帯を除く)	138,000円 通信費10,000円	
専攻科（生業扶助・非課税世帯）	38,100円 ・ 通信費10,000円（非課税世帯のみ）	

※通信費について

- オンライン授業・家庭学習等，オンライン学習のための通信費が発生している場合には，通信費分として，10,000 円が加算されます。(生活保護世帯は 生業扶助で措置されるため対象外)

※家計急変世帯について

- 令和2年6月末までに家計が急変し，期日までに申請した場合は年額支給
- 令和2年7月以降に家計が急変し，期日（令和3年1月末までを予定）に申請した場合は，表の区分に応じた額について，家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は，家計急変の発生した日の属する月）以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切捨て）
- 通信費については，月額に換算する場合は1,000円（6月～翌年3月の10月）

3 申請書の配置場所

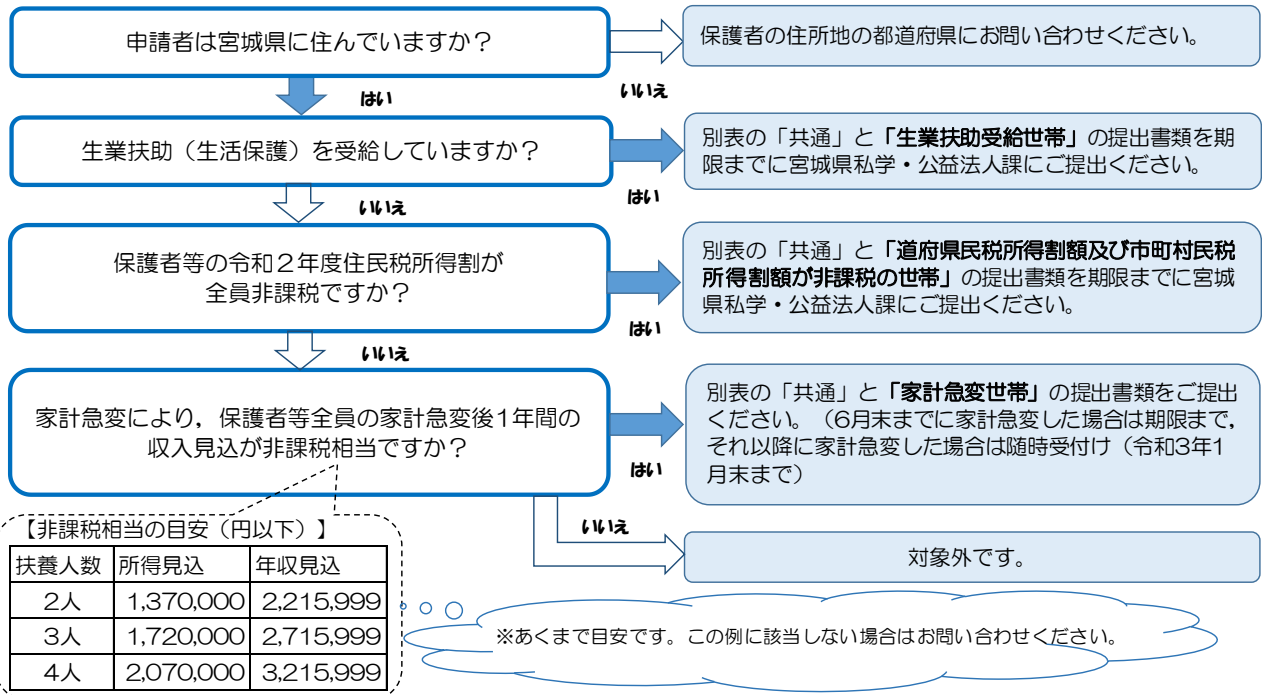
令和2年7月6日から，宮城県内の次の場所で入手することができます。

- 私学・公益法人課（県行政庁舎1階）
- 県の教育事務所（県内各地の県合同庁舎内）
- 当課 web ページからダウンロード <https://www.pref.miyagi.jp/site/shigaku/kyufu.html>

4 申請方法

- 別表の共通と該当する世帯区分の書類を，私学・公益法人課へ郵送又は持参し提出してください。

対象・必要書類確認チャート



【別表】

世帯区分	提出書類等
共通	(1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (2) 口座振込依頼書（申請者本人の口座で，通帳の表紙等のコピーを添付） (3) 在学証明書（宮城県指定様式） (4) （専攻科のみ）個人対象要件証明書

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	(5) 保護者等（父母等）の令和2年度の課税（非課税）証明書等（写しも可） ※無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明書の写しが必要です。 (6) 対象高校生等以外の、15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証の写し (7) オンライン学習の通信費に係る誓約書
生業扶助受給世帯	(5) 基準日現在、生業扶助の措置状況が確認できる書類（写しも可）
家計急変世帯	(5) 保護者等全員の家計急変の発生事由を証明する書類 ※離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など ※保護者等の一方が無職無収入の方は非課税であることの証明書の写し等を提出してください。 (6) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ※（家計急変前）令和2年度の課税証明書の写し等 （家計急変後）会社作成の給与見込（家計急変後1年分）、直近3か月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など (7) 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類 ※扶養親族の記載が省略されていない課税証明書、扶養親族全員分の健康保険証の写しなど (8) オンライン学習の通信費に係る誓約書 (9) その他必要な書類（個別に依頼することがあります）

5 提出期日

- 非課税世帯、生業扶助受給世帯及び令和2年6月末までに家計急変した世帯

令和2年7月31日（金）

- 令和2年7月以降に家計急変した世帯

随時受付け（令和3年1月末まで）

※期限までに提出が難しい場合は、事前に私学・公益法人課へ連絡してください。

4 支給方法 審査により支給が決定され次第、指定口座に振り込みます。

5 その他

- 事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時返還と違約金が課せられます。

8 問合せ・提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県総務部私学・公益法人課私学助成班

電話 022-211-2268

FAX 022-211-2296

E-mail shigaku-josei@pref.miyagi.lg.jp